

新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）に係る 医療従事者等の接種前倒し対応等について

このことについて、医療従事者等の接種前倒しに係る考え方について、令和3年12月17日付で厚生労働省健康局健康課予防接種室から通知がありました。

これまで、追加接種の例外的な取扱いとして、医療機関等でのクラスター発生時に限り、初回接種（1・2回目接種）から8か月を待たずに追加接種が可能とされていましたが、今般の新たな変異株の発生等の状況を踏まえた厚生労働省からの通知により、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者及び従事者等については、初回接種完了後から8か月を待たずに追加接種を実施することができ、それ以外の65歳以上の高齢者については、令和4年2月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施することができることとされました。

これを受けて、本市においては下記のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

記

1 医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等の前倒し接種に係る対応について

現在、初回接種から8か月経過する月の前月下旬頃に追加接種の接種券を送付していますが、各医療機関や高齢者施設等と連携し、前倒しの接種を希望する方を把握して、これよりも早期に接種券を送付します。各医療機関や高齢者施設等では、市から接種券が届き次第、順次接種を開始することができることとします。

2 高齢者の前倒し接種に係る対応について

令和4年2月からの前倒し接種開始に向け、市医師会をはじめとする関係機関と調整を進めています。

3 追加接種で使用するワクチンについて

国からは、追加接種で使用するワクチンとして、ファイザー社のほか、モデルナ社のワクチンも供給されることとなったため、市内の接種会場において、モデルナ社ワクチンを使用する会場を設けることとし、調整を進めています。

会場ごとに使用するワクチンについては、決まり次第お知らせします。